

議案第4号 交野市犯罪被害者等の支援に関する条例の制定について

1. 条例制定の目的

本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援に関する施策の基本となる事項を定め、当該施策を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減及び回復を図るとともに、市民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与するため。

2. 条例の主な内容

条 項	主 な 内 容
市・市民及び事業者の責務 (条例第4条・第5条関係)	市は、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に推進すること、また、市民及び事業者は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めること等について規定する。
相談及び情報の提供等 (条例第6条関係)	市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むための相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うこと等について規定する。
見舞金の支給 (条例第7条関係)	市は、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し見舞金を支給することについて規定する。※以下の支給額等については、別で定める。 遺族見舞金：30万円 犯罪等によって亡くなった市民の遺族の方に支給する。 重症病見舞金：10万円 犯罪等によって次に掲げるいずれかの重傷病を負った市民の方に支給する。 ①1か月以上の療養かつ3日以上入院を要する傷害または疾病 ②1か月以上の療養かつ3日以上労務に服することができない程度の精神疾患

3. 施行期日

令和7年4月1日

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和7年 3月定例会

	議案第4号 交野市犯罪被害者等の支援に関する条例の制定について	政策等の区分	計画・事業・ <input checked="" type="checkbox"/> 条例 その他（ ）			
〈政策等の概要〉	〈他の自治体の類似する政策等との比較〉					
条例の目的及び市、市民等の責務を明らかにし、犯罪被害者等への情報の提供及び助言や、見舞金の支給等について規定する。	令和6年10月1日時点で府内15自治体が犯罪被害者等の支援に関する条例を制定している。					
	〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）					
	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源
	400					400
〈政策等を必要とする背景〉	〈将来にわたる効果及びコストの状況〉					
誰もが突然犯罪被害者等になる可能性がある中で、犯罪被害を受けた市民の心身の負担軽減・回復を支援するとともに、市民が安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため。	犯罪被害者等の心身及び経済的な負担軽減					
〈提案に至るまでの経緯〉	〈総合計画等の整合〉					
犯罪被害を受けた被害者やその家族への社会の理解、支援は十分なものとは言えない状況を踏まえ、犯罪被害者等支援を規定するに至った。	まちづくりの目標 政策分野または経営方針 施策	目 標	3. みんなが助けあい、安心して住み続けられるまち			
		分野・方針	1 3. 暮らしの安全・安心			
		施 策	1. 防犯対策の推進			
	○その他の計画（該当する場合のみ）					
〈市民参加の状況〉	計画名称					
	策定年度					
	計画期間					
<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無 （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）						
パブリックコメント実施（令和6年12月1日～令和7年1月6日） 意見数2件	〈政策等の実施時期〉		令和7年4月1日			
	担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）			
	危機管理室		<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無 （参考資料）			